



三木市都市計画マスタープラン

平成31年3月

三木市



三木市都市計画マスタープラン

平成 31 年 3 月

三木市

ごあいさつ

本市では平成12年3月に「三木市都市計画マスタープラン」を策定し、平成23年2月の改定を経て、都市計画を進めてまいりました。

特に、平成17年の吉川町との合併後、県道三木三田線志染バイパスの整備をはじめ、平田土地区画整理事業、加佐土地区画整理事業、新中央図書館の整備などの基盤整備、ひょうご情報公園都市への企業誘致、都市計画の見直しなど、様々な取り組みをしてまいりました。

しかしながら、若い世代の市外への流出や出生率の低下などにより、人口が継続的に減少し、少子・高齢化がますます進行していくことが想定されています。

また、安全面では、全国的に大規模災害が頻発化していることから、防災・減災対策への取り組みなど、市民の皆様が安全で安心して暮らし続けることができる施策の推進が喫緊の課題となっています。

一方、市内には、先人たちによって築かれた誇るべき歴史、文化、産業があり、都会に近く、自然豊かな住み良い環境が整っています。今後、この素晴らしい環境に磨きをかけ、未来へとつながる持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

このような視点のもと、三木市に住んで良かった、住み続けたいと思うまちにするために「安全・安心なふるさと三木の構築」、「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」、「持続可能な都市構造の形成」をまちづくりの目標とした都市計画マスタープランの改定を行いました。

今後は、このマスタープランをもとに、市民の皆様との絆を大切にしながら「誇りを持って暮らせるまちづくり」に全力で取り組んでまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、三木市都市計画マスタープランの改定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、並びに多大なるご尽力を賜りました都市計画審議会委員の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成31（2019）年3月

三木市長 仲田 一彦



目 次

序章 計画の主旨

1.計画の背景と目的	1
2.計画の意義と役割	1
3.計画の位置づけ	2
4.計画期間と計画対象区域	3
5.計画の着目点	3
6.計画の構成	4

第1章 三木市の現状と市民意向

1.市の概況	5
(1) 市の位置・地勢など	5
(2) 都市計画区域の概要	5
(3) 用途地域の概要	7
2.現状と動向	8
(1) 人口・世帯	8
(2) 産業	11
(3) 土地利用	13
(4) 住宅	13
(5) 交通	17
(6) 地域資源	20
3.市民意向	21

第2章 全体構想

1.三木市の将来像と目標	27
(1) 三木市の将来像	27
(2) まちづくりの目標	28
2.推計人口	29
3.三木市の都市構造	30
(1) 都市構造の基本方針	30
(2) 都市構造の設定	31
4.まちづくりの課題	33
(1) 安全な暮らしの確保	33

(2) 安心な生活環境の形成	33
(3) 地域資源の保全・活用	33
(4) 持続可能なまちの形成	34
(5) まちづくりと連携した公共交通網の形成	34
5.まちづくりの方針	35
5-1 土地利用の方針	35
(1) 基本的考え方	35
(2) 方針	35
5-2 自然・環境保全の方針	39
(1) 基本的考え方	39
(2) 方針	39
5-3 公共交通の方針	40
(1) 基本的考え方	40
(2) 方針	40
5-4 道路の方針	42
(1) 基本的考え方	42
(2) 方針	42
5-5 公園・緑地の方針	46
(1) 基本的考え方	46
(2) 方針	46
5-6 上下水道・河川の方針	47
(1) 基本的考え方	47
(2) 方針	47
5-7 その他施設の方針	48
(1) 基本的考え方	48
(2) 方針	48
5-8 市街地整備の方針	49
(1) 基本的考え方	49
(2) 方針	49
5-9 景観形成・地域環境形成の方針	52
(1) 基本的考え方	52
(2) 方針	52
5-10 防災の方針	53
(1) 基本的考え方	53
(2) 方針	53

第3章 地域別構想

1. 地域区分	55
2. 地域別まちづくりの方針	59
(1) 三木地域	59
(2) 三木南地域	65
(3) 別所地域	70
(4) 志染地域	75
(5) 細川地域	80
(6) 口吉川地域	85
(7) 緑が丘地域	90
(8) 自由が丘地域	95
(9) 青山地域	100
(10) 吉川地域	105

第4章 計画の実現に向けて

1. 実現化の基本的考え方	110
2. 計画推進のための取組	110
(1) チーム三木による協働のまちづくりの推進	110
(2) 効率的・効果的な事業の推進	110
(3) 社会情勢の変化や新しい制度への対応	110
(4) まちづくりの情報共有	110
3. 協働のまちづくりの仕組みづくり	111
4. 協働のまちづくりの展開	112
5. 計画の進行管理と見直し	113
資料編	115

【語尾の表現について】

本計画書では、以下の考え方に基づき、語尾の表現を統一しています。

表現方法	実施主体	計画熟度
～を図る。 ～をめざす。	－	・目標、方向性に関するもの。
～を進める。 ～を推進する。 ～する。	市	・既に事業が着手されているもの。 ・市の計画などへの具体的な位置づけがあり確実に整備を行うもの。 ・優先的に取り組む必要があるもの。
～に努める。	市	・実施時期は不確定だが、実現に向けての取り組みを行うもの。
～を検討する。	市・県など	・現時点では、事業主体や事業効果の判断ができるが、まちづくりに関する重要な要因として今後、検証を行う必要があるもの。
～を誘導する。	市・県など	・法制度を用いるなどにより、結果を導くもの。
～を促進する。	市以外	・市以外の事業に関して、市が実現に向けて何らかの方策を行うもの。 ・国、県などの事業に関するもの。
～を要望する。	市以外	・市以外の事業に関して、市が想定される事業者に実現をお願いするもの。

【用語】

都市計画に関する用語については、巻末の用語集で解説していますのでご参照ください。